

川俣町公告 第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び川俣町財務規則（昭和61年規則第1号）第112条の規定並びに川俣町建設工等に係る条件付一般競争入札実施要綱（令和4年告示第4号）に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月29日

川俣町長 藤原 一二

入札公告（建築一式工事）

1	契約方法	条件付一般競争入札
2	工事等番号	第255号
3	工事名	大綱木公民館新築工事
4	業務等の種別	建築一式工事
5	業務等の概要	大綱木公民館の新築工事 延床面積 237.66 m ²
6	設計図書	別紙、設計書等のとおり
7	契約の期間	契約日 ～ 令和9年3月26日
8	担当課	川俣町教育委員会 生涯学習課
9	入札参加資格要件	入札時に次の要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札時までに入札参加資格を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
		・ 令和8年度 工事等請負有資格業者名簿の建築一式工事に登録されていること。
		・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
		・ 川俣町において指名停止期間中でないこと。
		・ 町内に本社又は本店を有する者。又は町外に本社又は本店のある町内の支店又は営業所を有する者であって、当該支店また営業所の代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者。
		・ 町税の滞納がないこと。
		・ 建築一式工事の特定建設業許可を有していること。
		・ 建設業法が規定する監理技術者を配置できること。
		・ 過去2年以内に官公庁が発注した同種工事の実績があること。
	・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中のものではないこと。	
10	入札参加申込	
	提出書類	条件付一般競争入札参加資格審査申請書
	提出方法	書類の持参とする。
	提出先	960-1463 福島県伊達郡川俣町字樋ノ口11番地 川俣町中央公民館内 川俣町教育委員会 生涯学習課 電話：024-565-2434 内線2151 FAX：024-565-2436 メール：shougai@town.kawamata.lg.jp

	申込受付期間	本公告日から令和8年6月24日（水）正午まで ※平日の執務時間（8：30～17：15）以外は受付しない。
11	設計図書（設計書、仕様書等）の閲覧	
	閲覧場所	川俣町中央公民館内 生涯学習課窓口
	閲覧期間	本公告日から令和8年7月13日（月）午後5時00分まで ※平日の執務時間（8：30～17：15）以外は応じない。
	設計図書に関する質問	設計図書の内容に質問がある場合は、設計図書等に関する質問書（様式第3号）に必要事項を記入して持参、FAX、メール等の方法で入札参加申込の提出先に送付すること。なお、送付後は確認のため必ず電話連絡をすること。
	設計図書に関する質問への回答	設計図書に関する質問書に対する回答は、質問書が提出された方法で質問者に対して回答する。また、質問内容及び回答内容は質問者が識別できる情報を除き、町公式ホームページにも掲載する。
	質問書受付期限	令和8年7月6日（月）午後5時00分
12	入札参加資格の決定	令和8年6月26日（金）までに電話により通知し、合わせて資格審査結果通知書を発送する。
13	入札参加資格が無いとされた者に対する理由の説明	
	説明の請求方法	入札参加資格がないと認められた者は、参加資格がないことに対する理由説明の請求を書面（任意様式）により行うことができる。
	説明請求の期限	令和8年6月29日（月）午後5時00分まで
	請求に対する回答	令和8年6月30日（火）までに書面で回答する。
14	入札	
	入札の形式	入札書投函方式 （資格審査結果通知書を持参して指定時間までに集合し、会場の指示に従うこと。）
	提出書類	(1)入札書 (2)見積内訳書 (3)委任状（代理人により入札する場合に提出）
	入札の日時	令和8年7月14日（火）午前10時00分
	入札場所	川俣町役場本庁舎 3階 大会議室
	入札の回数	再度入札を含めて2回までとする。
	入札保証金	川俣町財務規則第114条に基づき入札保証金を納付すること。ただし、同規則第115条に規定する減免に該当する場合を除く。
	入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。
	その他入札に関すること	川俣町競争入札心得による。
	15	契約事項
契約の確定		落札後は川俣町財務規則等に基づき契約を締結する。 この契約は、川俣町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会で議決を得たときに本契約として成立するものとし、議決を得ることができない場合には、契約を締結しなかったも

		のとする。この場合において、契約相手方に損害が生じた場合、町は一切の賠償の責に应じないものとする。
	契約保証金	契約を締結しようとする者は、川俣町財務規則第97条に基づき契約保証金を納付すること。ただし、同規則第98条に規定する減免に該当する場合を除く。
16	前払金の支払い	有
17	その他	(1) 本件公告に記載する内容のほか、関係する法令及び川俣町の入札・契約関係規程に基づく制度等について熟知のうえ入札に参加すること。
		(2) 工事の一部を下請負に付する場合は、川俣町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守して行うこと。
		(3) 最低制限価格 川俣町最低制限価格制度実施要綱第3条に基づき、最低制限価格を設定する。